

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十七号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九條の九第六項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定める。</p> <p>第二条 法第九條の九第六項第二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇二の二 略」</p> <p>三 告示第二条第二十五号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第九條の九第六項第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>四 「略」</p>	<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九條の九第六項第一号の規定により行う同法第九條の八第二項第十二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第二条 法第九條の九第六項第一号の二に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇二の二 同上」</p> <p>三 告示第二条第二十五号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第九條の九第六項第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>四 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。